平成30年(措)第7号

## 排除措置命令書

大分市大字羽屋 6 0 0 番地の 1 0 大分県農業協同組合 同代表者 代表理事 カ 徳 昌 史

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第20条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文及び理由中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

### 主文

- 1 大分県農業協同組合(以下「大分県農協」という。)は、 組合員からこねぎの販売を受託する取引(以下「こねぎの 販売受託」という。)に関し、個人出荷を理由として大分 味一ねぎ生産部会(以下「味一ねぎ部会」という。)を 除名された別表1記載の5名(以下「5名」という。)に 対して行っている味一ねぎに係る販売事業等を利用させな い行為を取りやめなければならない。
- 2 大分県農協は、前項の行為を取りやめる旨及び今後、こねぎの販売受託に関し、個人出荷をしている組合員に対し、味一ねぎに係る販売事業等において他の組合員よりも不利な取扱いをしない旨を、経営管理委員会において決議しなければならない。
- 3 大分県農協は、前2項に基づいて採った措置を、味一ねぎ部会の会員(以下「部会員」という。)である組合員及び5名に通知しなければならない。この通知の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 4 大分県農協は、今後、こねぎの販売受託に関し、個人出

荷をしている組合員に対し、味一ねぎに係る販売事業等に おいて他の組合員よりも不利な取扱いをしてはならない。

- 5 大分県農協は、今後、自らに農産物を出荷する組合員との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成及び当該取引に係る事業に関わる役職員に対する周知徹底を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 6 大分県農協は,第1項から第3項まで及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理由

#### 第1 事実

- 1 関連事実
  - (1) 名宛人等の概要
    - ア 大分県農協は、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づく 農業協同組合であり、肩書地に主たる事務所を置き、大分県の区域を地区 とし、地区内において農業を営む者等を組合員として、組合員の生産する 農産物の販売その他の経済事業等を行っている者である。

大分県農協は,経営管理委員会を置いている。

イ 味一ねぎ部会は、大分県中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市及び国東市の5市(以下「5市」という。)においてこねぎの生産を行っている大分県農協の組合員によって構成されている。味一ねぎ部会は、大分県農協の事業推進組織であり、大分県農協内に事務局を置き、大分県農協から経費の助成を受けている。

味一ねぎ部会は、「大分味一ねぎ生産部会規約」と称する会則を定めて おり、こねぎの生産振興による生産農家の経営の安定化等を目的とし、 総会等を置いて組織を運営している。

なお、部会員の数は、平成27年6月末日現在で、62名であった。 ウ 5名は、大分県農協の組合員であり、大分県中津市及び宇佐市において こねぎの生産等の事業を行っている者である。

5名は、平成26年4月14日より前は部会員であったが、後記2(1) ウのとおり、同日付けで味一ねぎ部会を除名された。

- エ 別表 2 記載の者は、大分市に本店を置き、5 市におけるこねぎの販売受 託等の事業を行っている。
- (2) 大分県農協における味一ねぎに係る販売事業等
  - ア 集出荷施設に係る利用事業等

こねぎは、大分県においては、主に5市で栽培されている。

味一ねぎは、大分県内で生産されるこねぎの中で最も生産量が多く、国、 大分県等によって生産者育成支援がなされている。大分県農協は、「味一 ねぎ」について、平成26年12月12日に商標登録を受けている。

大分県農協は、国、大分県等から補助金の交付を受けて調整場及びパッケージセンター(以下「集出荷施設」という。)を設置し、組合員に利用させる事業を行っている。

こねぎを出荷する際には外見を整えるなどのために調整作業を行う必要 があるところ、大分県農協は、調整場を利用する組合員から持ち込まれた 調整作業前のこねぎについて、調整場において調整作業を行っている。

また,こねぎの出荷に際しては,こねぎを結束して一束ごとに包装する 必要があることから,大分県農協は、パッケージセンターにおいて出荷前 作業を行っている。

大分県農協は、集出荷施設の利用に関する規程を設けており、当該規程に基づいて集出荷施設を利用する組合員から後記イの方法で施設利用料を 徴収している。

こねぎを生産する大分県農協の組合員の多くは調整作業に関して調整場を利用しているところ、5市及びその近隣の地域において、調整場と同程度の処理能力を有する施設は他に存在しない。

また,5市及びその近隣の地域において,パッケージセンターと同程度の処理能力を有する施設は他に存在しない。

### イ 味一ねぎに係る販売事業

大分県農協は、組合員が直接又は調整場を通じてパッケージセンターに 出荷したこねぎのうち、味ーねぎ部会と協議の上で定めた出荷規格を満 たすものについて、組合員から販売を受託し、当該こねぎを「味ーねぎ」 の銘柄で出荷している。

大分県農協は、農産物等の販売方法、取扱品目、精算方法等を定めた販売業務規程に基づき、全国農業協同組合連合会に販売を再委託するなどして、共同販売の方法により、味一ねぎに係る販売事業を行っている。

大分県農協の組合員は、味一ねぎに係る販売事業の利用に際し、大分県 農協に対して条件を付けずに販売を委託しており、販売価格、販売先等に ついては大分県農協の判断に任せている。

大分県農協は、味一ねぎに係る販売事業を利用した組合員への対価の支払いに関して共同計算を行っており、販売代金から販売手数料、前記アの施設利用料等の費用等を控除し、荷受量(販売を受託したこねぎの量をいう。以下同じ。)に応じた組合員ごとの精算額を算出して、当該精算額を組合員に支払っている。また、大分県農協は、味一ねぎの市場価格が著しく低落し、後記(3)の大分県野菜価格安定対策事業(以下「野菜価格安定事業」という。)に基づく補給金が交付された場合、当該補給金を味一ねぎの荷受量に応じて組合員ごとに按分し、組合員に支払っている。

#### (3) 野菜価格安定事業

味一ねぎは、市場価格が著しく低落した場合の生産者の経営への影響を緩和するための補給金の交付を内容とする野菜価格安定事業の対象となっており、野菜価格安定事業に基づいて、公益社団法人大分県野菜協会は、大分県の指導の下、大分県農協を通じて味一ねぎの生産者に補給金を交付している。野菜価格安定事業の対象となっているこねぎは、味一ねぎのみである。

- 2 5名に対する味ーねぎに係る販売事業等における差別取扱い等
  - (1) 味一ねぎ部会による5名の除名
    - ア 味ーねぎ部会は、大分味ーねぎ生産部会規約及びその細則において、部会員が味ーねぎ部会の承認を得ずに行う個人出荷を認めず、当該個人出荷を行った部会員を除名することができる旨の規定を置いていた。
    - イ 5名は、味一ねぎの販売価格の下落に伴って大分県農協から支払われる対価が減少し、会社経営上、大分県農協に対するこねぎの販売委託だけで採算をとることが困難な状況になり、大分県農協以外のこねぎの出荷先を新たに確保する必要が生じたことから、平成24年7月頃以降(別表1番号4及び5の者にあっては、同年4月頃以降)、大分県農協に対する販売委託に加え、別表2記載の者等に対して個人出荷を行うようになった。

- ウ 味一ねぎ部会は、平成26年3月頃、5名に対し、味一ねぎ部会の承認を得ていない個人出荷を取りやめなければ除名の対象となり得ることを通知し、同年4月14日、当該承認を得ずに個人出荷を続けていることを理由に5名を除名した。
- エ 味一ねぎ部会は、平成29年6月3日に開催した総会において、前記 アの規定を削除した。
- (2) 5名に対する味一ねぎに係る販売事業等における差別取扱い
  - ア 大分県農協は、前記(1)ウの味一ねぎ部会による除名の措置を受け、味一ねぎに係る販売事業等における5名の取扱いについて検討を行い、5 名が出荷するこねぎを「味一ねぎ」の銘柄で販売せず、別の新たな銘柄で販売する方針を決定し、平成26年5月22日頃、5名に対し、口頭で当該方針を通知した。
  - イ 5名は、前記アの方針について、大分県農協に対し、5名が出荷するこねぎを引き続き「味ーねぎ」の銘柄で販売するよう要請した。しかし、大分県農協は、同要請を拒否し、その後も5名に対して「味ーねぎ」とは別の新たな銘柄での販売を検討するよう繰り返し求め、また、平成27年3月10日付けの文書により、5名に対し、前記アと同内容の方針を改めて通知した。

ただし、この段階では、大分県農協は、別の新たな銘柄が決まるまでの当面の措置として、5名が味ーねぎに係る販売事業等を利用することを認めていた。

なお、別表1番号3の者は、前記アの大分県農協からの通知以降、5名を代表して大分県農協と交渉を行っていたが、5名の要請が認められないため、平成26年11月頃以降、大分県農協に対するこねぎの販売委託を取りやめた。

- ウ 5名のうち別表1番号3の者を除く4名(以下「4名」という。)は、 大分県農協から前記イの対応等をされたことによって、味一ねぎに係る販売事業の利用を諦めざるを得なくなり、平成27年6月29日付けの文書 により、4名が出荷するこねぎの販売に係る新たな銘柄の決定を大分県農協に一任した。
- エ 大分県農協は、平成27年8月28日頃、4名に対し、4名のこねぎについて、出荷場所をパッケージセンターから他の施設に変更すること等を

通知した。これに伴い、4名は、大分県農協に出荷するこねぎについて、 集出荷施設を利用することができなくなった。

- オ 大分県農協は、平成27年9月1日以降、4名から販売を受託するこね ぎについて、出荷前作業を行わず、無銘柄のこねぎとして共同販売するよ うになった。
- カ 4名は、前記才の共同販売では販売単価が低く、採算が合わなかったこと等から、平成27年9月以降、順次、大分県農協に対するこねぎの販売委託を取りやめた。
- 3 味一ねぎに係る販売事業等を利用することができなくなったことによる5 名のこねぎ販売への影響
  - (1) 5名の中には、平成27年9月以降(別表1番号3の者にあっては、平成26年11月以降)、こねぎの出荷量を1割ないし4割程度減少させた者がいた。
  - (2) 平成27年9月以降,前記2(2)オの方法により共同販売されていたこねぎに係る対価は、味一ねぎに係る販売事業を利用する場合の対価と比べて低い金額であった。
  - (3) 5名は、味一ねぎに係る販売事業を利用することができなくなったため、前記1(3)の野菜価格安定事業に係る補給金の交付を受けることができなくなった。

#### 第2 法令の適用

前記事実によれば、大分県農協は、こねぎの販売受託に関し、個人出荷を理由として味一ねぎ部会を除名された5名に対して、味一ねぎに係る販売事業等を利用させない行為を行っており、この行為は、大分県農協が、不当に、ある事業者に対し取引の条件について不利な取扱いをしているものであって、不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)の第4項に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものである。

よって、大分県農協に対し、独占禁止法第20条第1項の規定に基づき、主 文のとおり命令する。

平成30年2月23日

公正取引委員会

委員長 行 杉 本 和 委 員 Щ 本 和 史 三 委 員 村 晶 子 青 木 委 玲 子 員 晴 委 員 小 島 吉

## 別紙

番号	用語	定義
1	こねぎ	土耕栽培により生産されるこねぎ
2	個人出荷	こねぎを生産する大分県農業協同組合(以下「大分県農協」という。)の組合員が大分県農協 以外にこねぎを出荷すること
3	味一ねぎ	大分県農協が「味一ねぎ」の銘柄で出荷するこねぎ
4	味一ねぎに係る販売事 業等	味一ねぎに係る販売事業並びに後記番号5の 調整場及び後記番号6のパッケージセンターに 係る利用事業
5	調整場	大分県農協が運営する,大分県宇佐市大字中敷田字高田559番地所在の「大分味ーねぎ共同調整場」と称する施設及び同県国東市武蔵町古市字カクツ1078番地1所在の「武蔵青果物集荷場」と称する施設
6	パッケージセンター	大分県農協が運営する大分県宇佐市大字中敷 田字高田559番地所在の「大分味ーねぎパッケ ージセンター」と称する施設
7	調整作業	収穫後のこねぎについて,洗浄及び皮むきを行った上で,一定の品質及び長さごとに仕分ける作業
8	出荷前作業	調整作業後のこねぎについて、一定の重量ごと に結束して袋詰めにした上で一定の数量ごとに 梱包する作業

# 別表1

番号	名称
1	有限会社アクト・グリーン
2	株式会社植松
3	有限会社弦本農園
4	有限会社中道
5	株式会社ニシマキ

# 別表 2

	名称
株式会社みこし	